

直轄国道の交差点におけるアーケード 占用について

九州地方整備局 鹿児島国道事務所 管理第一課

1. はじめに

アーケード設置に係る道路の占用事例は、これまでも数多くありますが、直轄国道の交差点部において占用が許可された事例はありませんでした。

しかし、平成 18 年に道路法施行令が改正（平成 18 年 11 月）され、占用基準が緩和されたことに伴い、鹿児島県鹿児島市の中心市街地で、全国で初めて、直轄国道の交差点上にアーケードの占用許可を行った事例を紹介します。

2. 従前のアーケードの道路占用について

道路の占用の許可については、道路法第 32 条第 1 項本文において、次のように規定されています。

『道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。』

また、アーケードについては、同条同項第 4 号に掲げられた『歩廊、雪よけその他これに類する施設』に該当するとされ、設置にあたり占用の許可を要する施設との扱いがなされています。

しかしながら、交通が輻輳する交差点部においては、道路法施行令第 10 条第 2 項（改正前）において、『道路が交差し、接続し、または屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。』と規定され、アーケードはもとより、いかなる工作物等（電線及び電柱を除く。）の占用も許可しないとの取扱がなされてきました。

3. 「天文館」地区の概要とアーケード設置要望

鹿児島県鹿児島市の中心繁華街である、通称「天文館」（てんもんかん）は、南九州随一の商業・飲食・娯楽施設を擁する広域型商店街です。

「天文館」地区の特徴は、「〇〇通り」等と称した多数の商店街から構成される地区内に、総延長約 3km 以上、面積約 18,000 m² 以上にも及ぶ面的なアーケード整備がなされ、全国的にも希な回遊性の高いショッピングゾーンを形成していることです。

このアーケードは、南国特有の強い日差しや風雨を避けることに加え、鹿児島県特有の桜島の降灰を避けるなど、来街者に快適な歩行空間や商業空間を提供する重要な役割を果たしています。

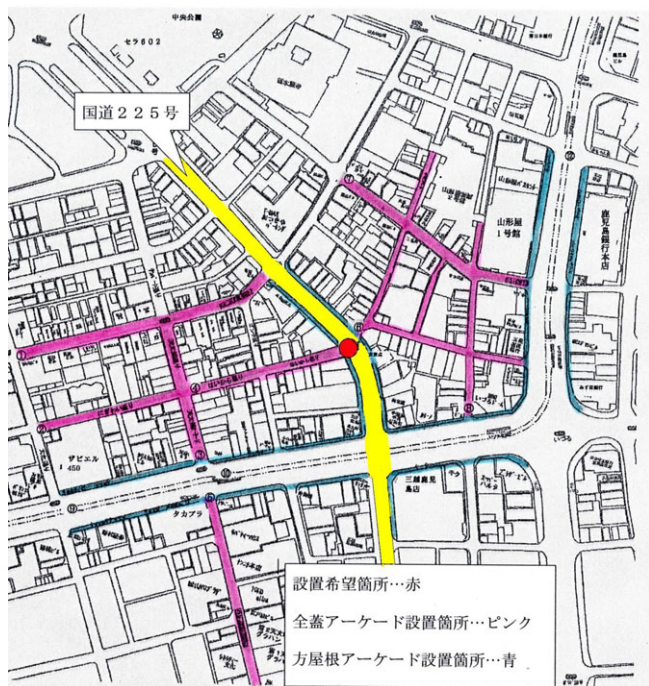
一方、同地区をとりまく商業環境は、近年大きく変化し、相次ぐ大型商業施設の出店や九州新幹線の部分開業に伴う駅ビルのオープンなど、周辺地区の商業基盤の充実により、同地区がこれまで有していた中心市街地としての求心力にかけりが見え始め、集客力も大きく低下しているといわれています。このため、同地区においては、活性化対策が急務とされていました。

一般国道 225 号（通称「照国通り」）は、こうした「天文館」地区のほぼ中央を通過しており、同国道が前述の同地区の最大の特徴である面的なアーケードの連続性を分断する状況となっていました。（資料－①参照）

このような状況において、同地区の活性化対策のひとつとして掲げられたのが、一般国道 225 号の交差点部分におけるアーケードの設置（占用許可）要望です。

それは、アーケードを設置することにより、商店街の一体性を高め、来街者により快適なショッピングゾーンを提供し、集客力を高めるようにするものでした。

しかしながら、国道の交差点部分におけるアーケード占用については、前述のとおり、道路法施行令の規定に抵触するとの理由で、許可できない状況でした。



(資料-①)

4. 規制緩和

国道の交差点部におけるアーケードの占用許可が厳しい状況の中、「天文館」地区（鹿児島商工会議所）では、その打開策として「構造改革特区制度」の活用を図ることを決め、平成18年度構造改革特区(第9次提案)として、次のとおり「アーケード設置基準の緩和」に関する提案書を内閣官房構造改革特区推進室へ提出しました。

【措置要求の具体的内容】

現行通達及び法令で規定されているアーケードの設置基準について、一定の要件を満たしている場合には、その基準を緩和し、車の往来する道路上及び交差点上にアーケードを設置できるものとする。

その後、「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」（平成18年9月）において、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施する事項として次の措置内容が示されました。

【措置の具体的内容】

道路が交差する場所におけるアーケードの占用について、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合、可能となるよう措置する。

5. 道路法施行令の一部改正

前述の政府の方針決定を受け、平成18年11月に次のとおり道路法施行令の一部改正がおこなわれました。

〈改正前〉道路法施行令第10条第2項

道路が交差し、接続し、または屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。



〈改正後〉道路法施行令第10条第1号

一般工作物等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

(イ・ロ 略)

ハ 一般工作物の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

改正前の施行令では、交差点部においては、交通が輻輳すること、工作物等により自動車運転者等の信号機や道路標識の視認を阻害する可能性があることなどの理由で、占用を認めていませんでした。

しかしながら、工作物等の種類又は道路の構造によっては、工作物等を交差点等に設けることにより、必ずしも道路の構造又は交通に著しい支障

を及ぼすおそれがあるとは限らないこと。また、その工作物等の設置によって、道路利用者の利便に資する可能性があることなどから、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合には占有を認めるとの内容に改正されたものです。

アーケードの設置についても、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがない以上、設置に伴い、バリアフリーや回遊性の向上が期待され、道路利用者の利便性に寄与するものと考えられます。

6. 一般国道 225 号におけるアーケードの占有

道路法施行令の改正を受け、鹿児島市の「天文館」地区において、アーケードの連続性、街区を分断していた一般国道 225 号の交差点上に全国初となるアーケード占有許可を行いました。

地元「天文館」地区からアーケード設置の要望がなされてから、6年の歳月を経て、鹿児島市の観光名所でもある照国神社の屋根（写真①）を連想させるデザインに、未来をイメージした銀色の構造物として、平成 19 年 3 月に国道横断アーケードが完成しました。（写真②）



（写真① デザインの元となった照国神社）

今回のアーケードの占有許可にあたり、改正された道路法施行令への適合として、交通に著しい支障を及ぼすおそれがないことについて、次のような審査を行いました。

- 1) アーケード設置予定箇所周辺において、車両運転者の走行時の視線に合わせた写真を撮影し、アーケード設置位置を重ねることにより、信号機や道路標識等への視認状況を確認するなど、信号機や道路標識等の効用を妨げることがないか検証を行いました。（写真③、④）
- 2) 占有申請者とは、アーケード設置工事の工程、施工方法に関しても十分な協議を行い、交通に著しい支障が生じるような交通規制を行わないよう調整を行いました。



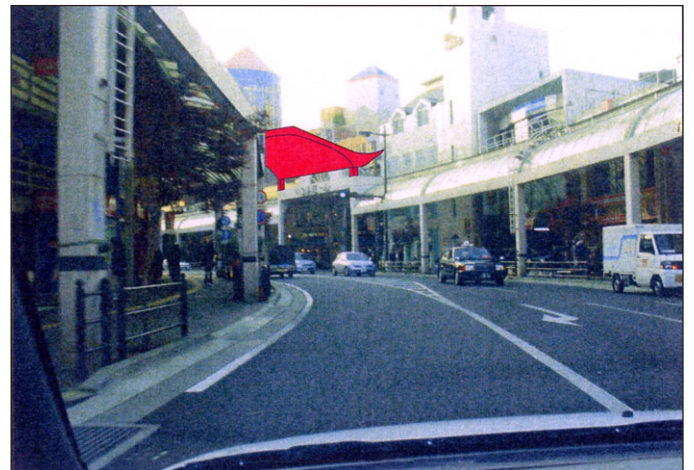
（写真② 完成したアーケード）



参考：（アーケード設置工事状況の様子）



（写真③ 停止線 10m 手前からの視認状況）



（写真④ 停止線 40m 手前からの視認状況）

7. おわりに

今回の事例については、これまで電線及び電柱を除き工作物等（占用物件）を設けてはならないとされてきた国道の交差点部において、道路法施行令の改正により、一定要件のもと占用が認められることとなり、アーケード設置を許可した事例です。

安全上、許可を認めていなかった交差点部の占用を認めることは、審査を行う道路管理者側にとっては非常に判断に迷うケースであります。道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがないことを、どの様に判断するか、計画された工作物

の構造で本当に道路管理上影響がないのか、道路管理者として大きな責任を負うこととなります。

しかしながら、今回占用許可が認められるようになった経緯に立ち返れば、道路管理者として厳格な審査を行いつつも、適切な助言を行うなど、占用を申請する側の個別の状況に配慮した対応が必要であると考えます。

今回のアーケードの占用許可が道路利用者の利便性向上に寄与するだけでなく、鹿児島天文館地区の中心市街地活性化の促進につながることを期待し、結びとします。